

バリアフリー法基本方針における目標
〈平成23年改正：平成32年度までの達成目標〉

○ 旅客施設（共通）

1日当たりの平均的な利用者数が

(旧：平成22年（2010年）まで）5,000人以上

→ (新：平成32年度まで) 3,000人以上

の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、原則としてすべて、

- ・ 段差の解消
 - ・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備
 - ・ 障害者用トイレの設置
- 等のバリアフリー化を実施する。

○ 車両等

(旧：平成22年（2010年）まで)

車両等の種類	車両等の総数	目標値
鉄軌道車両	約52,000	約26,000 (約50%)
バス車両	約60,000	平成27年までに、原則としてすべて、低床化された車両に代替 (うちノンステップバス) 約18,000 (約30%)
		約18,000 (約30%)
福祉タクシー	—	約18,000
旅客船	約1,000	約500 (約50%)
航空機	約530	約340 (約65%)

(新：平成32年度まで)



車両等の種類	車両等の総数	目標値
鉄軌道車両	約52,000	約36,400 (約70%)
バス車両	約50,000 (適用除外認定車両を除く)	ノンステップバス 約35,000 (約70%)
	約10,000 (適用除外認定車両)	リフト付きバス又はスロープ付きバス 約2,500 (約25%)
福祉タクシー	—	約28,000 (ユニバーサルデザインタクシーを含む)
旅客船	約800	約400 (約50%)
航空機	約530	約480 (約90%)